#### 今後の鳥取県医療費適正化計画及び本委員会について

平成 30 年 3 月 22 日

#### 1 第三期鳥取県医療費適正化計画に関するスケジュール

平成30年3月末まで 内部決裁の上策定し、公表、関係機関等への周知を行う。 4月以降 計画に記載した事業に取り組みながら目標の達成を目指す。

#### 2 本委員会について

#### (1)役割

別紙のとおり

#### (2) 現委員の任期

平成30年10月31日まで

(平成 29 年 11 月 30 日に新たに任命された公募委員は、平成 31 年 11 月 29 日まで) ⇒改めて選任手続きを行う。

#### (3) 今後の会議開催予定

- ○平成31年1月以降に委員会を開催
  - ・第三期計画の事業の進捗状況の報告
  - ・第二期計画の進捗状況の報告(必要な事項を公表)
- ○以降、毎年1~2回程度開催し、取組の進捗状況を報告(必要な事項を公表)
- ○次期計画策定年度(2023年度)は、年3~4回開催

\_\_\_\_\_

#### 【参考】

鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会運営要綱【抜粋】

#### (調査審議する事項)

- 第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その内容は次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。) 第9条第1項による都道府県医療費適正化計画(以下「適正化計画」という。)の策 定(変更を含む。)、法第11条第1項による進捗状況、同条第2項による適正化計画 の進捗状況に関する調査分析及び法第12条第1項による適正化計画の実績に関する 評価
  - (2) 法第9条第9項による適正化計画の実施に係る保険者等への協力要請
- (3) 法第13条による診療報酬に係る厚生労働大臣への意見及び法第14条第2項の厚 生労働大臣の協議

# 医療費適正化計画策定評価委員会

役割: 医療費適正化計画に関する事項の調査審議

- 1 計画の策定(変更を含む。) (法第9条関係)
- 2 計画の進捗状況 (法第11条第1項関係)

(進捗管理)

目標及び施策の達成状況等について、計画の初年度と最終年度を除く毎年度、進捗状況を公表

3 進捗状況に関する調査分析 (法第11条第2項関係)

(暫定評価)

計画の最終年度には、進捗状況の調査及び分析の結果の公表を行い、必要に応じて対策を講ずる努力義務

4 計画の実績評価 (法第12条第1項関係)

(最終評価)

計画の最終年度の翌年度に、実績に関する評価の実施

5 計画の実施に係る保険者等への協力要請 (法第9条第9項関係) ・計画の作成及び都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるとき (法第9条第9項関係)

6 診療報酬に係る厚生労働大臣への意見(法第13条関係) 厚生労働大臣の協議(法第14条第2項関係)

(法第13条)

・計画の実績の結果、「医療の効率的な提供の推進に関し、県の達成目標」(第9条第3項第2号)の達成のために必要があると認 めるとき

(法第14条第2項)

- ■大臣は、計画の実績評価の結果、「医療の効率的な提供の推進についての国の達成目標」(第8条第4項第2号)及び「医療 の効率的な提供の推進についての県の達成目標」(第9条第3項第2号)を達成し、医療費適正化を推進するために必要がある <u>と認めるときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、</u>地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間 において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬 と異なる定めをすることができる。
- → 大臣は、異なる定めをするに当たつては、あらかじめ、県知事に協議する。

## 医療費適正化計画のPDCAサイクルについて

平成29年5月 厚生労働省保険局

#### 【第3期医療費適正化計画の流れ】

〇 医療費適正化計画のPDCAサイクルは、計画に掲げた目標の進捗を把握し、実績医療費の推移も参考としなが ら、目標達成に向けた取組を進めることが重要。第3期の具体的な内容等は、都道府県とも相談の上、事務連絡等 でお示しする。

	H30.12	H31.4	•••	H35.4	H35.6	H35.9		H35.12		H36.4	H36.12
		毎年度、進捗状況の公表								第四期計	画の実施
都道府県	実績評価 公表·報告			暫定詞	平価				ŕ		実績評価 公表·報告
国		毎年度、進捗状況	記の公表	基本方針(	の策定(議論のF から都道府県と						

\*第2期医療費適正化基本方針については、平成24年9月に公布

#### 【進捗状況の公表】

- …計画期間の毎年度、進捗状況の管理を行うために実施
- 計画に掲げた目標の達成に向けた進捗状況を把握するため、計画期間において初年度及び最終年度以外の毎年度実施。

### 【進捗状況に関する調査及び分析(暫定評価)】

- …次期都道府県計画の作成、国の医療費適正化基本方針の作成に資するために実施
- 毎年度の進捗状況の公表に加え、各目標の達成状況と、それに対する要因分析を盛り込んだ内容のものを考えている。 計画最終年度の6月末までに提出していただくことを考えている。

#### 【実績評価】

- …計画期間の終了後に当該計画期間全体の評価を行うために実施
- 従来と同様、計画期間終了の翌年度に実施するものであり、暫定評価を確定させる形で、正式な評価書として、報告してい ただくことを考えている。